

「あおぞらキッチンカー」出店者募集!

太田商工会議所では、コロナ禍に於いて劣勢を強いられた飲食業(特に移動販売者)の支援と地域経済の活性化に資することを目的に「あおぞらキッチンカー」を計画いたしました。

当所の駐車場の一角でキッチンカーによるランチ販売をしていただくことで、当所周辺の飲食需要を満たし、更には新たなコミュニケーションの場が期待できます。

🍪 実施日時 令和6年10月 1日(火)・3日(木)・8日(火)・10日(木)・15日(火)・17日(木)・22日(火)・24日(木)・29日(火)・31日(木) <計10日間> 午前11時~午後1時30分 (雨天決行)

🍪 出店数 各日 3~4店舗

🍪 出店場所 太田商工会議所会館
西側駐車場 →

🍪 出店料 1回 2,000円

🍪 販売物 米、パン、麺類等の**主食類**



※アルコールやソフトドリンク等の飲み物、スイーツは対象外です。

🍪 出店資格

- ①実施日(計10日間)のうち、2日間以上出店可能な方
- ②太田市内で有効な食品の自動車営業許可を取得している方
- ③保健所が定める適切な衛生管理と加工ができ、販売品を衛生的に取り扱える方
(出店日に食品衛生管理者が常駐できること)
- ④ゴミ箱を設置し、排水と共に各自で持ち帰りができる方
- ⑤売上報告並びにアンケート調査へ協力できる方
- ⑥当所の出店規約へ同意していただける会員事業所の方



▲申込書・出店規約

🍪 申込期限 8月2日(金)正午まで(期限を過ぎた場合は受付出来ませんのでご了承ください。)
※出店日時等の決定連絡は、8月16日(金)までに行います。
※出店者の方々には8月19日(月)以降、順次対面にて事業の詳細をご説明いたします。

🍪 申込先 裏面の申込用紙に漏れなくご記入の上、下記3点を添え、太田商工会議所へ直接またはFAX:0276-45-1088にてお申込み下さい。

- 1)営業許可証一式の写し
- 2)食品衛生責任者の写し
- 3)食品賠償保険等の証明書の写し



<お問合せ先>
太田商工会議所
担当:小澤・木間・関口・齊藤
TEL:0276-45-2121

「あおぞらキッチンカー」 出店申込書



事業所名	(ふりがな) ※キッチンカー名()	代表者	(ふりがな)
郵便番号 所在地 電話・FAX	〒 電話番号 ()	FAX番号 ()	印
担当者名	(ふりがな)	当日連絡可能な携帯電話番号 - -	
メールアドレス			
当日の 従事人数	名 ※必ずご記入下さい。		
出店 希望日	<p>■実施日より 第1希望～第4希望までご記入してください。</p> <p>・第1希望日 10月 日() ・第3希望日 10月 日() ・第2希望日 10月 日() ・第4希望日 10月 日()</p> <p>※出店日が重なった場合は、ご希望に添えない場合もあります。こちらで調整させていただきます可能性もありますので予めご了承下さい。→ 確認済チェック(必須) <input type="checkbox"/></p>		
車両情報	<p>当日、出店する車両の情報をご記入ください。</p> <p>車種: _____</p> <p>ナンバー: _____</p> <p>サイズ: 全長_____ × 全幅_____ × 全高_____</p> <p>間口: 右 ・ 左 ・ 後ろ ※何れかに○印</p>		
主な 販売メニュー・ 販売価格	<p>■1品目: _____ (価格: _____ 円)</p> <p>■2品目: _____ (価格: _____ 円)</p> <p>■3品目: _____ (価格: _____ 円)</p> <p>メニューをチラシに掲載しますので右記アドレスに写真をデータでご送付下さい → saito-m@staff.otacci.or.jp</p>		

申込切: 8/2(金)正午 FAX:0276-45-1088

あおぞらキッチンカー事業出店規約

本規約は、太田商工会議所（以下「当所」という。）の駐車場にて、キッチンカーの出店を希望する個人または事業所（以下「申込者」という。）の出店申込及び出店に係る遵守事項を定めたものである。申込者及び従事者は本規約を十分に確認し、同意するものとする。

第1条（出店申込資格）

申込者の出店資格は次のとおりである。

- (1) 本規約に同意いただける当所の会員事業者である者
- (2) 実施日（8日間）のうち、2日以上出店可能な者
- (3) 公的機関の発行する営業許可証を有する者
- (4) 食品衛生責任者の資格を有する者
出店当日は必ず食品衛生責任者が現地に常駐すること
- (5) 食品賠償保険等に加入している者
- (6) 保健所が定める、適切な衛生管理と加工（調理等）ができ、販売品を衛生的に取り扱える者
- (7) 当所の指示、出店区画に同意できる者

第2条（出店申込資料等）

申込者は、当所が指定する申込書及び以下各号の資料（以下「出店申込資料等」という。）を、定められた日時までに直接またはFAXにて提出するものとする。当所は出店申込資料等を審査後、出店許可を認めた申込者（以下「出店者」という。）のみにキッチンカー出店承諾書を送付し、この承諾書をもって当所と出店者の契約が成立したものとみなす。なお、申込者は出店許可の是非に関する異議申し立てをすることはできない。

- (1) キッチンカー出店申込書 1部
- (2) 営業許可証一式の写し 1部
- (3) 食品衛生責任者の写し 1部
- (4) 食品賠償保険等の証明書の写し 1部

第3条（出店料金）

出店料は1回当たり2,000円とする。また、第7条第1項に基づき出店を取りやめた場合は、返金を認めないものとする。

第4条（販売可能な商品）

出店者が販売可能な商品は、出店者の営業許可証の範囲内で取り扱う食物とする。

第5条（販売禁止商品）

ソフトドリンク、スイーツ、酒類、消費期限及び賞味期限が切れている食物またはそれらで調理したもの及び当所が不相当と判断したものは販売禁止とする。

第6条（需要把握調査）

出店者は、当所が行うキッチンカー事業の需要把握及び課題抽出に対して、販売実績やアンケート調査に協力するものとする。

第7条（出店スケジュールの調整及び周知）

- 1 出店者の都合により出店を取りやめる場合または販売車の変更がある場合は、出店日

の前日までに当所へ電話またはメールにて報告するものとする。なお、当所の営業日及び受付時間は第 11 条によるものとする。

2 原則雨天決行とするが、出店当日が大雨、強風などの悪天候の場合は、出店者側の判断により出店の可否を当所へ当日午前 9 時までに報告するものとする。

3 出店者が無断で出店を取りやめた場合、以後出店を認めないものとする。

第 8 条（出店時間）

1 出店時間は午前 11 時～午後 1 時 30 分までとする。なお、完売になった場合も出店時間内の退出は認めないものとする。

2 搬入は午前 9 時 30 分～午前 10 時 30 分の間とし、搬出は午後 3 時までに行うものとする。

第 9 条（その他出店者の遵守事項）

出店者は以下各号の項目を遵守しなければならない。

- (1) キッチンカーの搬入・搬出は出店者各自の責任において行うこと。
- (2) 電力、調理用の水、その他販売に関わるものは、出店者各自で用意すること。
- (3) 調理に火気を使用する場合、必ず消火器を設置すること。
- (4) 出店者自身でゴミ箱を設置し、排水と共に各自で持ち帰り処分すること。
- (5) 営業終了後は、出店者は自己の備品等すべてを持ち帰り、駐車場内に備品を放置しないこと。
- (6) 営業終了後は、使用した駐車場をキッチンカー設置前と同じ状況に戻すこと。
- (7) 騒音等の迷惑行為は行わないこと。
- (8) 販売品についての事故や苦情は、出店者の責任とし、迅速に対応すること。
- (9) キッチンカーの破損や、食中毒が発生した場合等について、当所は一切責任を負わず、出店者自身の責任によって対応すること。
- (10) 当所職員の指示がある場合は速やかに従うこと。

第 10 条（損害賠償）

出店者が、当所または第三者にケガや事故、食中毒等の損害を与えた場合、直ちに当所にその旨を申し出るとともに、その損害を賠償しなければならない。

第 11 条（問い合わせ）

キッチンカー出店に関する当所への問い合わせは以下の通りとする。

太田商工会議所

電話：0276-45-2121 メール：info@staff.otacci.or.jp

営業日：平日のみ（土日祝日は除く）

受付時間：9 時～17 時

※受付時間外のお問合せについては、氏名・連絡先・お問合せ内容をご記載の上、メールにてお問合せ下さい。受付時間外、営業日外にいただいたメールは翌営業日受領扱いとなります。